

認可地縁団体の手引き

令和4年4月 嬉野市

目次

1	地縁団体とは	1
2	認可地縁団体とは	1
3	申請できる団体	1
4	認可の条件	2
5	申請から認可までの流れ	3
6	認可申請に必要な書類等	4
7	認可について	5
8	認可告示後の手続き等	6
	(1) 認可地縁団体としての印鑑登録	
	(2) 不動産登記	
9	認可地縁団体の義務	7
10	認可地縁団体にかかる税金	8
11	留意点・その他	9
12	Q&A	10

1 地縁団体とは（地方自治法第260条の2第1項）

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。町内会や自治会などがこれにあたります。

これにより以下のような団体は対象となりません。

- ・青年団や婦人会のように、性別や年齢などの条件が必要な団体
- ・スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体

2 認可地縁団体とは

町内会等には法人格が認められていなかったため、町内会等で所有する集会所や土地等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人や役員のとされてきました。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題が生じていました。

このような問題に対処するため平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度が導入されました。この認可を受けた団体がこれにあたります。

なお、以前は現に団体で保有している不動産がなく、今後も不動産を取得する予定のない団体は地縁団体の認可対象外でしたが、令和3年11月からは、不動産の保有や保有予定の有無に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うための団体であれば市町村長の認可を受ける対象となります。

3 申請できる団体（地方自治法第260条の2第1項）

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」

したがって、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体をいいます。

4 認可の条件（地方自治法第260条の2第2項）

（1）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

・・・地域的な共同生活とは主に、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理・運営など一般的な活動のことです。「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、一般的には総会などで提出された前年度の活動実績の報告書などが必要です。

（2）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

・・・これは、制度の趣旨が現に存在する地縁による団体について、当該団体が保有する不動産等を団体名義で登記等を行うことができるようにすることにあることから、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体に対し認可を行うことは適当でないとの考え方によるものです。

（3）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

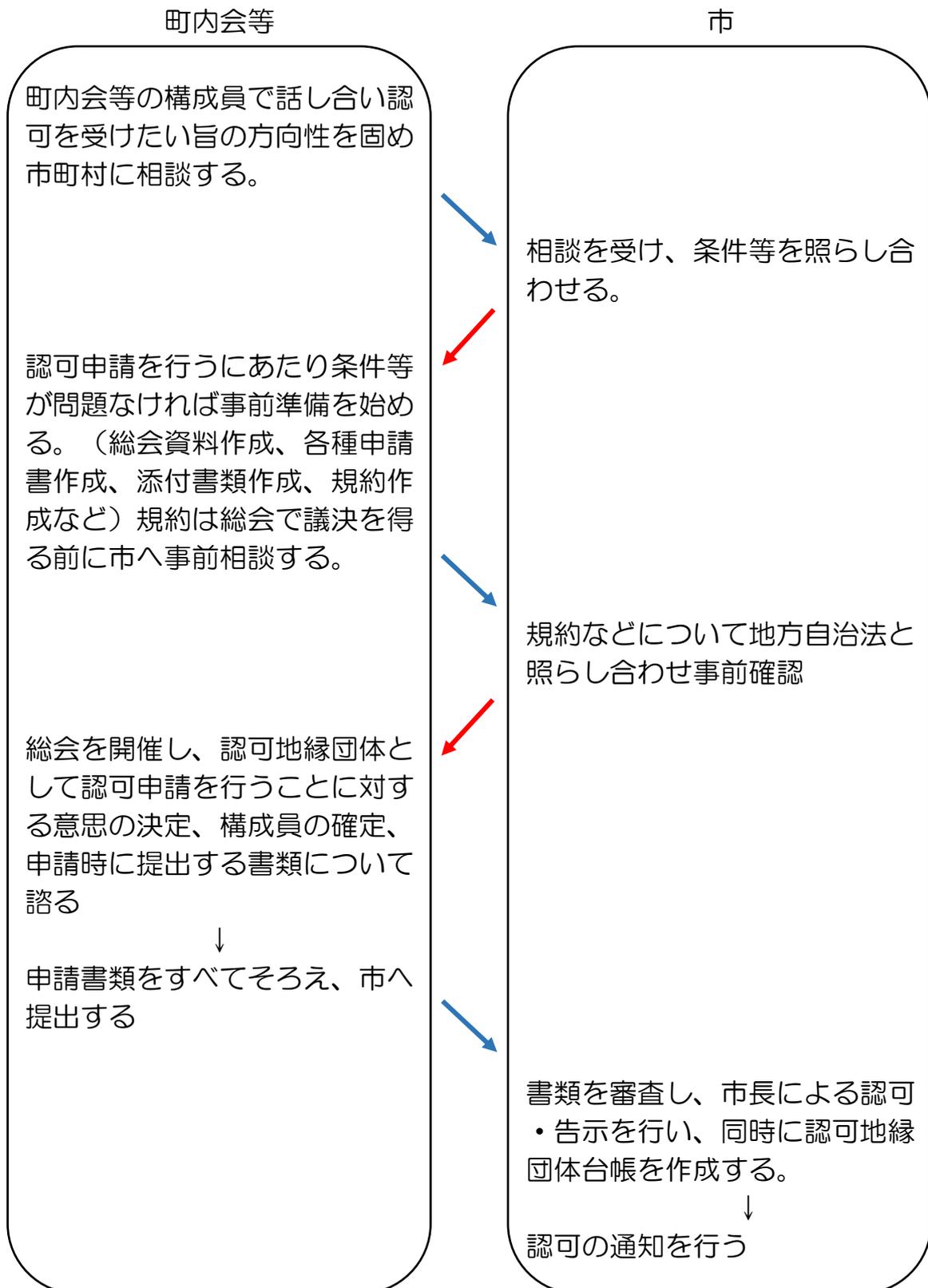
・・・区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること及びその相当数の者が現に構成員となっていることが、申請時の構成員名簿により確認できなければいけません。ここでいう、「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてという意味です。したがってこれに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

（4）規約を定めていること。

・・・法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。なお、以下の8つの事項については必ず定める必要があります。

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

5 申請から認可までの流れ



6 認可申請に必要な書類等（地方自治法施行規則第18条）

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 認可申請書（様式あり）

(2) 規約

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を必ず定めてください。また、地方自治法及び同法施行規則と整合性をとる必要がありますので市でも規約の内容について審査をします。万が一提出された規約に訂正があれば再度総会を開き議決を得る必要が出てきます。そうならないために、総会で諮る前に市へご相談ください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものです。

(4) 構成員の名簿

構成員全員の氏名、住所を記載したもので、年齢にかかわらずすべての構成員が記載されているものです。

(5) 保有資産目録または保有予定資産目録（様式あり）

すでに保有している場合は保有資産目録、将来保有する予定がある場合は保有予定資産目録を作成してください。

(6) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、①前年度の事業報告書、②前年度の決算書、③申請年度の予算書、④申請年度の事業計画書などがこれにあたります。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類

①申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの、②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印があるものが必要です。

7 認可について（地方自治法施行規則第19条）

認可申請があれば、書類審査を経て、市長による認可と告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記申請等は必要ありません。ただし、不動産登記については司法書士や法務局等へお尋ねください。

また、告示される内容は以下の項目です。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

したがって、これらの項目に変更があった場合はすみやかに市へ届け出てください。届け出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

8 認可告示後の手続き等に

認可告示後の手続きは以下のとおりです。主に不動産登記を行うために必要なものに関する手続きになります。

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録

嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年嬉野市条例第15号）及び施行規則（平成18年嬉野市規則第18号）の規定に基づき不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者等の印鑑を登録申請します。

・登録の印鑑

登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限ります。また、次のいずれかに該当するときは、登録できませんのでご注意ください。

ア ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

イ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

ウ 印影を鮮明に表しにくいもの

エ このほか登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

・認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

必要な場合は、登録された印鑑を押印した申請書に基づき、1通300円で交付できます。

(2) 不動産登記

不動産登記に必要な書類の中には市で取得するものがありますが、詳しい手続きについては、司法書士や法務局へお尋ねください。

9 認可地縁団体の義務

認可地縁団体となった場合、以下の義務が発生します。滞りなく手続きを行ってください。

(1) 告示事項変更届出書の提出（様式あり）（地方自治法第260条の2第11項）

P.5「7 認可について」に記載の告示事項について変更があった場合は、市へ届け出が必要です。特に（5）代表者の氏名及び住所については区長の交代に伴い代表者も交代される団体が多いようです。変更内容により添付書類が異なりますので事前に市へお尋ねください。

※毎年3月にすべての認可地縁団体宛て変更があった場合は届出が必要な旨の案内を送付しますのでご確認ください。

(2) 規約変更認可申請書（様式あり）（地方自治法第260条の3）

告示事項以外の規約内容の変更をする場合は、市へ申請が必要です。なお、規約の変更を行う場合においても、地方自治法及び同法施行規則と整合性をとる必要がありますので市でも規約の内容について審査をします。万が一提出された規約に訂正があれば再度総会を開き議決を得る必要が出てきます。そうならないために、総会で諮る前に市へご相談ください。

(3) 財産目録の作成を備え置き（地方自治法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。これについては、市への報告等は必要ありません。

(5) 総会開催（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回通常総会を開いてください。

10 認可地縁団体にかかる税金

認可地縁団体は、各種税関係の法令に基づき、法人として納税の義務を負います。法人税等については公益法人とみなされるため、収益事業を行う場合のみ課税対象となります。

収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する下記の34業種のことです。
 物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業

税の種類	収益事業を行わない	収益事業を行う	手続き
法人市民税 (均等割)	減免措置あり	課税(減免措置なし、法人所得が赤字でも課税)	3月中旬に申告案内通知を市から送付しますのでお手続きください。代表者が変わった場合は、法人設立申告書異動届出書の届出と議事録の提出が必要です。
法人市民税 (法人税割)	-	課税(法人所得に応じて)	
固定資産税	嬉野市税条例第71条第1項第2号に該当する固定資産(公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。))の場合、減免となる場合があります。		税務課固定資産税Gへご相談ください。

※つまり代表者が変わった場合は、P.7「9 認可地縁団体の義務」の(1)の届出(企画政策課)と法人設立申告書異動届出書の届出(税務課)の2種類の手続きが必要ということになります。

1 1 留意点・その他

認可地縁団体及び認可地縁団体の規約は、基本的に地方自治法に基づきます。そのため、団体の決定できることとそうでないことがありますので、何事においてもまずは地方自治法や規約に定めがないかを確認してください。

また、役員等の交代の際は必ず役職ごとに引き継ぎを行っていただき、団体の管理・運営が滞りなく行われるよう努めてください。新しく役員等に就任される際は規約をはじめ団体の基本となる資料等に目を通してください。

構成員1人1人に団体の管理・運営について知る権利がありますので、通常総会などでは透明性のある説明を行い、独裁的にならないよう努めてください。特に、新型コロナウイルス感染症対策を理由に書類等の閲覧や説明の機会を妨げないようにご注意ください。

どの団体においても、金銭面でのトラブルが発生しやすいようですので、収支決算報告や予算については詳細な説明を行うことを心がけるとともに、運営していく中で不明な点があれば市へご相談ください。

12 Q & A

Q1 認可地縁団体になるメリットはなんですか？

自治会・町内等不動産など財産を団体名義で登記できるようになることが最も大きなメリットです。団体名義登記を行うことができ、勝手に財産を処分されたり登記名義者が変わるたび登記し直たりといった自治会・町内等の財産の制約をなくすことにより、長く安定して財産を管理することができるようになります。

Q2 認可地縁団体になると私たちの生活何が変わりますか？

以前は構成員を世帯単位としている団体が多いと思いますが、認可地縁団体になりますと構成員の単位が世帯から個人へと変わります。したがって大きく変わるのは、総会時において従来に対象となっていなかった個人の方が出欠の有無を問われることとなります。

その他には全てが個人単位なるわけではなく会費や団体での活動など、世帯単位としても差支えがない場合もあります。ただし、会費等につきましては規約の中で定めておく必要があります。基本的には従来どおり自治の精神が尊重されますので、活動が大きく変わることはありません。

Q3 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか？

地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか？また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか？

認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので会員は各々1個の表決権を有することとなります。なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項（重要事項以外）に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q5 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する市前任たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要する場合があります。

Q6 未成年者の表決はどのようにするのですか？

構成員である場合は民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

Q7 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

構成員とは自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

Q8 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものです。しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までをも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定に事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合はその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q9 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか？

地方自治法第260条の2第9項では、認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。